多治見市公私連携幼保連携型認定こども園　運営事業者募集要項

１　募集の趣旨

多治見市直営の幼保連携型認定こども園である多治見市旭ケ丘こども園（以下「旭ケ丘こども園」といいます。）について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」といいます。）第 34 条の規定による公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする公私連携法人の募集を行います。

２　申請資格

申請できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている事業者とします。

ア　私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人であること。

イ　令和 8 年 4 月 1 日時点において幼保連携型認定こども園の運営実績が少なくとも 3 年以上あり、現に運営していること。

ウ　事業を遂行できる十分な資力、信用、技術的能力等を有し、継続的に安定した認定こども園運営を行うことができる者であること。

エ　保育・幼児教育の質向上に向けた連携・協力ができる者であること。

３　申請者の制限

次のいずれかに該当する法人は、申請者となることができません。

ア　過去に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 58 条第 1 項の規定による認可の取消し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 13 条の規定による閉鎖の命令又は認定こども園法第 7 条若しくは第 22 条の規定による取消しを受けた法人

イ　多治見市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う法人

ウ　国税又は地方税を滞納している法人

エ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の決定を受けている者

オ　代表者又は役員で禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

４　スケジュール

公私連携法人選定に係るスケジュールは次のとおりです。

日程	内容
令和８年１１月９日（月）	現地説明会
令和８年１１月１３日（金）	質問提出期限
令和８年１１月２０日（金）	質問回答
令和８年１２月１１日（金）	申請書の提出期限
令和８年１２月中	プロポーザル審査
令和８年１２月末	候補団体の決定
令和９年度	協定締結
令和 10 年度～令和 11 年度	引継ぎ期間 ※令和 11 年度は合同での保育を想定
令和 12 年４月１日	公私連携幼保連携型認定こども園運営開始

５　申請手続

（１）現地説明会

募集要項に関する説明及び施設の状況等を確認していただくため、説明会を開催します。

なお、現地説明会に参加しなくても、申請を行うことはできます。

日時：令和８年１１月９日（月）　午後３時～

場所：旭ケ丘こども園　遊戯室　（多治見市旭ケ丘８丁目 29 番地の 43）

※別日程での説明会は開催しません。

※旭ケ丘こども園への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

参加を希望する場合は、「現地説明会参加申込書（別紙様式１）」に必要事項を記入し、令和８年１１月６日（金）まで（必着）に、多治見市役所保育幼稚園課まで提出してください。

提出は、郵送、窓口持参、電子メールいずれの方法でも可。

なお、現地説明会の参加は１団体につき３名までとします。

（２）質疑

質問がある場合は、令和８年１１月１３日（金）までに多治見市役所保育幼稚園課まで「質問書（別紙様式２）」を提出してください。（必着）

提出された質問に対する回答は、令和８年１１月２０日（金）までに多治見市ホームページにて公開し、個別には回答しません。

また、旭ケ丘こども園への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

（３）公私連携法人指定申請書の提出

申請は、次の申請書を提出してください。申請に際して必要となる費用は、すべて申請者の負担となります。また、提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。

ア　公私連携法人指定申請書（様式３）
イ　法人の状況（様式４）
ウ　法人代表者の履歴書（様式５）
エ　法人役員等名簿（様式６）
オ　公私連携幼保連携型認定こども園の運営方針（様式７）
カ　認定こども園事業計画書（様式８）
キ　認定こども園収支予算書（様式９）
ク　定款又は寄付行為の写し
ケ　法人の全部事項証明書
コ　法人の財産目録、貸借対照表（直近３年度分）
サ　法人の資金収支決算書・事業実績報告書（直近３年度分）
シ　法人の収支予算書・事業計画書（最新のもの）
ス　法人の資産状況を明らかにする書類
セ　就業規則の写し
ソ　給与規程その他初任給、昇給条件等職員の処遇が分かる資料
タ　人材確保、採用及び人材育成等に関する計画が分かる資料
チ　国税又は地方税を滞納している法人に該当していない旨を証する書類（当該書類が官公署発行の証明書である場合は、本公募開始日以後に交付されたものに限ります。）
ツ　法人指導監査結果報告書及び保育所等の指導監査結果報告書の写し（直近３年度分）
テ　公私連携法人指定申請に関する誓約書（様式１０）
ト　その他市長が必要と認める書類

（４）提出部数

正本１部、副本９部を提出してください。提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格Ａ４判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

（５）提出方法

直接多治見市役所保育幼稚園課窓口へ持参してください。郵送等は不可とします。

（６）申請に関する費用負担

申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

（７）申請書の著作権及び公表

申請書の著作権は申請者に帰属します。ただし、申請書類は複写することができるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

（８）申請書の変更

市がいったん受理した申請書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

６　選定方法

ア　選定は、多治見市公私連携法人等選定委員会（以下「委員会」といいます。）を開催し、プロポーザル審査（書類及びプレゼンテーション）を行い、総合的に採点し選定します。

イ　プロポーザル審査の開催日時等

日時：令和８年１２月中（予定）

日時、場所、方式等については別途通知します。

ウ　評価項目は概ね以下のとおりです。

項目	評価視点
法人に関する事項	基本理念の考え方 必要な経営基盤を有しているか 人材確保策及び人材育成の考え方は適切か 保育・幼児教育の質向上に向けた連携・協力の内容
事業内容、計画	資金計画、事業計画は適切な内容か 保育事業運営実績は十分か
園の運営	教育・保育内容は適切か 保育ニーズを十分に満たす定員が設定されているか 安全対策、衛生面への取組み内容は適切か 緊急時や苦情への対応は適切に行われるか 支援を必要とする園児の受入れ体制、実績はあるか
その他	市との連携協力体制を整えることができ、これまでの運営方針を踏まえた引継ぎは円滑に行われるか

７　協定の締結

認定こども園法第 34 条第 2 項の規定により、公私連携法人の指定を行うにあたり、あらかじめ次に掲げる事項を定める協定を締結します。

⑴ 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地

(2)教育及び保育に関する基本的事項
(3)市による必要な設備の譲渡、貸付その他の協力に係る基本的事項
(4)協定期間（20 年間とし、5 年ごとに見直しを行います）
(5)協定に違反した場合の措置
(6)その他設置及び運営に関する必要な事項

８　財産の取扱い

(1)土地

公私連携幼保連携型認定こども園を運営している間は、土地を無償で貸付します。

(2)建物

現状の建物については無償で貸与します。

施設及び設備に関する修繕費用は、年間で 30 万円までは公私連携法人の負担とします。

30 万円を超えた分については、原則として市・公私連携法人 2 分の 1 ずつの負担とし、躯体等の根本的な部分については別途協議します。

(3)備品

現状の備品については、多治見市が所有しているものはすべて無償で譲渡します。

引継ぎにあたり不要な備品については、令和 12 年 3 月までに市において処分します。

譲渡後に備品の処分や調達が必要な場合の費用については公私連携法人の負担とします。なお、市譲渡備品で老朽化や耐用年数に経過に伴い買い替え、交換が必要になった場合で、20 万円以上の高額備品については初回の 1 回に限り購入費用の 2 分の 1 を多治見市が負担します。対象備品についてはあらかじめ協定で定めます。

(4)協定終了時

協定期間が終了し、更新しない場合又は公私連携法人の事情により協定を中途で終了する場合は、多治見市に土地及び建物を返還すること。

(5)建物・インフラの瑕疵担保

引き渡し時点で判明した建物・インフラの不具合については、市の負担で原状回復を行います。

９　留意事項

(1)認定こども園の名称について

園の名称については、任意の名称を付けていただくことが可能ですが、これまで地域で保育園として親しまれてきた経緯を踏まえ、なるべく地区名の「旭ケ丘」を園名に入れてください。

(2)申請の辞退、選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ずこども健康部保育幼稚園課に辞退届を提出してく

ださい。選定結果通知後に辞退することは、建物の重大な瑕疵や市による義務不履行等、申請者の責に帰さない事由によるものを除き、認められません。万一、選定結果通知後に申請者に帰すべき事由により辞退した場合、市が被った損害について、損害請求をすることがあります。

(3)指定の取消しについて

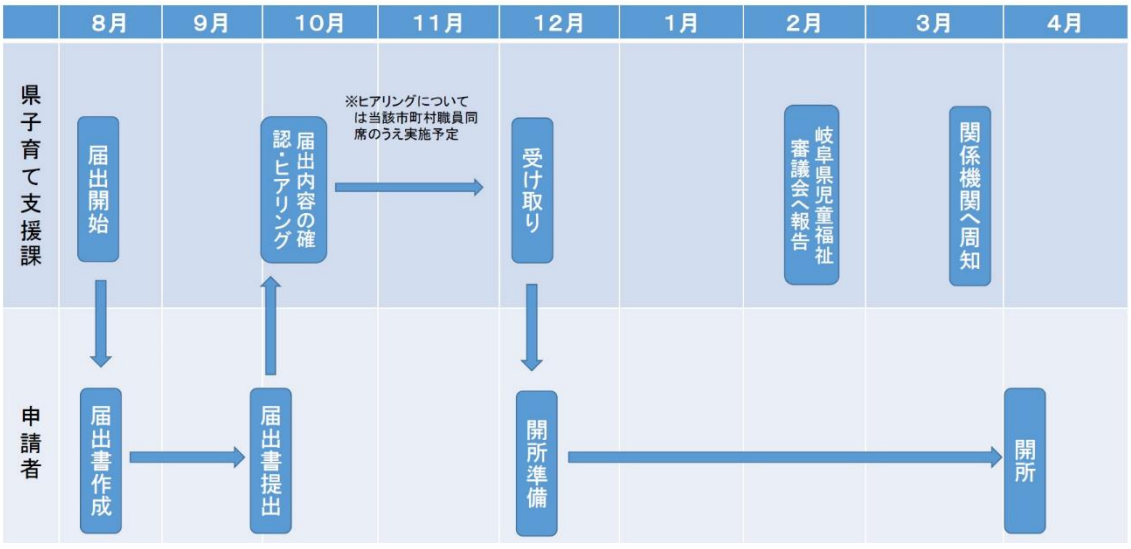
申請書類に虚偽の記載があった場合、または令和９年３月 31 日までに「３　申請者の制限」に定める事項に該当することとなった場合は失格とし、指定を取消します。この場合において損害が発生したとしてもすべて申請者の責によるものとし、多治見市は一切負担しません。

(4)公私連携幼保連携型認定こども園設置の届出について

公私連携法人の指定後、認定こども園法第 34 条第 3 項に基づき、岐阜県知事に対して公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出を行う必要があります。

例年のスケジュールでは前年度の 10 月初頭には岐阜県知事に対して届出を提出する必要がありますので、選定手続が終了次第、準備を進めてください。

幼保連携型認定こども園（公立・公私連携）開所までのスケジュール



１０　引継ぎ

公私連携法人の指定後、多治見市と調整し、円滑かつ綿密に引継ぎを行い、園児及び保護者が安心して継続して保育できるような体制を十分に整えてください。

また、現在旭ケ丘こども園に在園している園児及び保護者に、新たに過度に負担が生じないよう、特に経済的負担（制服など）については十分に配慮してください。

１１　定員未充足時の給付費補填について

初期の経営リスクを公私で折半し、経営安定化を図るため、運営開始から５年間（令和 12 年度から令和 16 年度まで）は、選定された公私連携法人が新規参入事業者の場合に限り、定員（受入可能人数）未充足分の給付費を最大 50％補填します。【ただし議会における予算案議決が条件となります】

※新規参入事業者とは、選定時において多治見市内で保育園、幼稚園又は認定こども園を運営していない事業者をいいます。
※給付費補填は１歳以上児（現行の受入開始年齢）を想定していますが、０歳児受入の提案がある場合は、別途、協定協議において検討します。

１２　その他

審査に関し市が必要と認める場合は、追加の書類提出を求めることがあります。

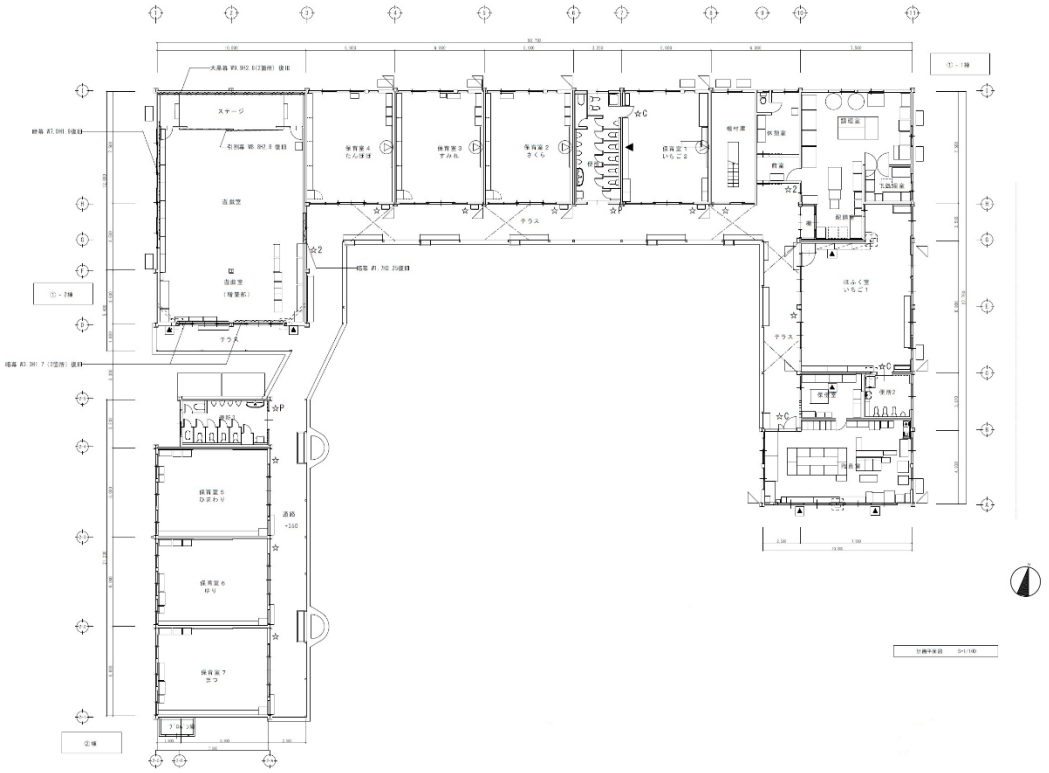
１３　問い合わせ先

〒507-8787
多治見市音羽町 1 丁目 233 番地
多治見市役所保育幼稚園課　保育所・幼稚園グループ
電話番号　　0572-23-5947（直通）
ファックス　0572-23-8577
E－mail:hoikuyouchien@city.tajimi.lg.jp

＜旭ケ丘こども園の概要＞

所在地	岐阜県多治見市旭ケ丘 8 丁目 29 番地の 43
認可	1974（昭和 49）年 4 月 2010（平成 22）年度から指定管理へ移行 2026（令和 8)年度から多治見市直営による幼保連携型認定こども園へ移行
敷地面積	公簿　　：2,653.21 ㎡
施設の構造	鉄骨造 1 階建 740 ㎡（S49 築） 280 ㎡（S51 増築）　　総延床面積 1,020 ㎡
施設の状況	ほふく室　いちご①　83.8 ㎡ 保育室　　いちご②　45 ㎡ さくら　　45 ㎡ すみれ　　45 ㎡ たんぽぽ　45 ㎡ ひまわり　45 ㎡ ゆり　　45 ㎡ まつ　　45 ㎡ 屋外遊技場　　1,245.2 ㎡ 職員室　　55.1 ㎡
認可定員	200 人
利用定員	94 人 1 号定員 15 人（3 歳 5 人、4 歳 5 人、5 歳 5 人） 2 号定員 55 人（3 歳 15 人、4 歳 20 人、5 歳 20 人） 3 号定員 24 人（1 歳 12 人、2 歳 12 人）
現園児数 （R8.4.1）	75 人 1 号認定 3 歳 0 人、4 歳 5 人、5 歳 3 人 2 号・3 号認定 1 歳 6 人、2 歳 10 人、3 歳 13 人、4 歳 18 人、5 歳 20 人
保育時間	午前 7 時から午後 7 時まで（月曜日～土曜日）
駐車場	隣接する旭ケ丘公民館駐車場と共用（約 50 台） ※職員用駐車場は近隣の民有地を借用しています
備考	耐震補強工事　2016（平成 28）年 10 月 大規模修繕　　2018（平成 30）年 3 月

平面図


ステージ
遊戯室
保育室4
たんぽぽ
保育室3
すみれ
保育室2
さくら
保育室1
いちご2
相談室
休憩室
職員室
乳幼児室
調理室
ほふく室
いちご1
テラス
保育室5
ひまわり
保育室6
ゆり
保育室7
さつき
遊戯室
ピロティ